

誰もが共生する社会を目指して制定しました

# 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日施行



ポイント

- 1 「合理的配慮の提供」の義務化
- 2 紛争解決の仕組みの整備
- 3 広域支援相談員の設置

## 1 「合理的配慮の提供」を義務化します

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

### 不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。



障害を理由として、入店を拒否することは不当な差別的取扱いに該当します。補助犬の入店拒否は、禁止されています。

### 合理的配慮の提供とは？

障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることをいいます。



筆談、手話、読み上げ、スマホ・タブレット端末など、ご本人にあった方法でコミュニケーションを取ることが、合理的配慮の提供といえます。

つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務



差別的取扱いや合理的配慮の具体例は、東京都の特設サイトハートシティ東京に掲載があります。

東京都福祉保健局

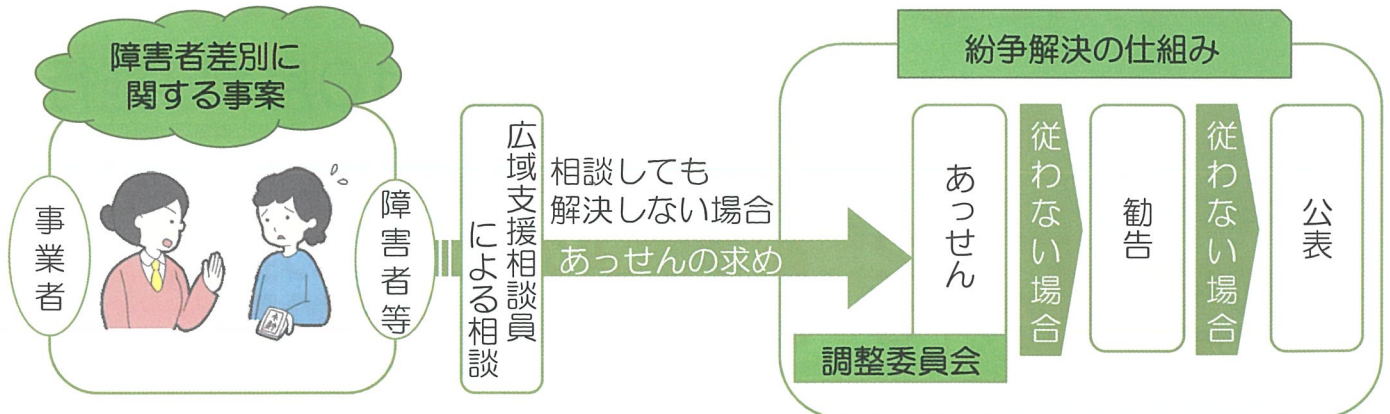


この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

## 2 紛争解決の仕組みを整備します

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。



調整委員会は、公正中立な立場で、あっせんを行う、第三者機関です。

## 3 広域支援相談員を設置します

広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

### 東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

TEL : 03-5320-4223 FAX : 03-5388-1413

（電話対応時間 平日午前9時から午後5時まで）

メールアドレス : syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

（平成30年10月1日より）

障害を理由とする差別に関する相談窓口 ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html>

窓口一覧  
はこちら



## 「障害の社会モデル」の考え方に基づいて制定しています

「障害の社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方です。

このパンフレットに関する問い合わせ先：  
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
Tel : 03-5320-4559 Fax : 03-5388-1413



これは目の不自由な方などのための「音声コード」です。専用装置等を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

